

盛岡広域振興局長告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成23年12月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370104390	株式会社ほくと	介護ステーションほくと	盛岡市上堂三丁目10番 21号細田ビル1階	平成23年12月1日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0311410070	医療法人社団終会	医療法人社団終会森整形 外科	八幡平市大更第25地割 117番地2	平成23年12月1日

3 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101600	株式会社ハート・サポ ートセンター	小規模デイサービス「結 の家」	岩手郡滝沢村鶴飼字笹 森105	平成23年12月1日